

令和2年度  
介護保険サービス事業者 集団指導 資料

訪問入浴介護

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局  
長寿社会課介護サービス指導室





**○ 正当な理由なくサービス提供を拒否してはならない 居宅基準第 9 条**

正当な理由なく指定訪問入浴介護の提供を拒否してはならず、特に、要介護度や所得の多寡を理由に拒否してはならない。

～正当な理由の例～

- ① 事業所の現員では対応しきれない。
- ② 利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である。
- ③ その他適切な指定訪問入浴介護を提供することが困難である。

**○ ケアプランに沿ったサービスを提供しなければならない 居宅基準第 16 条**

指定訪問入浴介護事業者は、居宅サービス計画（施行規則第 64 条第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

※「施行規則第 64 条第一号ハ及びニに規定する計画」とは、小規模多機能型居宅介護事業所で作成した居宅サービス計画（ハ）及び被保険者（利用者）が自分で作成し、市町村に届け出た計画（ニ）をいう。

**○ サービス提供時には、職員証等を携帯しなければならない 居宅基準第 18 条**

従業者に職員証や名札等を携帯させ、利用者又はその家族から求められたときはこれを提示しなければならない。この証書等には、当該指定訪問入浴介護事業所の名称、当該訪問入浴介護従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。

**○ サービス提供等の記録を行わなければならない 居宅基準第 19 条**

提供日、内容、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならない。

また、提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法（利用者の手帳等に記載するなど）により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

**～提供した具体的なサービスの内容の記録の重要性～**

基準上「提供した具体的なサービスの内容」「利用者の心身の状況」「その他必要な事項」を記録することとされており、これらも含めて記録すること（単にあらかじめ用意した分類項目にチェックするだけの記録のみでは不相当）

趣旨は次のとおり。

**(1) 利用者に対するサービスの質の向上に繋がること**

提供しているサービスが利用者の課題解決につながっているか、自立支援のために真に必要なサービスであるかどうか等を、管理者及び連携する居宅介護支援事業所等が把握できるような記録とすることにより、利用者に対するサービスの質の向上に繋げる必要がある。

**(2) サービス内容や報酬請求が適正であることを証明する重要資料であること**

事業者には、サービス内容や報酬請求が適正であることを保険者や県に対し証明する責任がある。このための証拠として、提供した具体的なサービスの内容の記録が重要となる。

**○ 領収証を交付しなければならない。介護保険法第 41 条第 8 項**

指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。 介護保険法第 41 条第 8 項

指定居宅サービス事業者は、法第四十一条第八項の規定により交付しなければならない領収証に、指定居宅サービスについて居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第四項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。 介護保険法施行規則第 65 条

～領収証の取扱い～

- ・ 利用回数、費用区分等を明確にすること
- ・ 口座引き落としの場合にも必要
- ・ 利用料が医療費控除の対象となる場合もあるため、医療費控除が受けられる領収書を発行する必要がある

→「介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除の取扱いについて」（平成 25 年 1 月 25 日厚生労働省老健局総務課事務連絡）参照

**○ 管理者等は、定められた責務を果たさなければならない。居宅基準第 52 条**

**① 管理者の責務**

- ・ 従業者及び業務の実施状況の把握その他の一元的管理
- ・ 利用の申込みに係る調整
- ・ 従業者に運営基準を遵守させるための指揮命令

**○ 事業所ごとに勤務体制を定め、サービスを提供しなければならない 居宅基準第 30 条**

**① 原則として月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務体制を明確にすること。**

～勤務表に記載すべき事項～

- ・ 日々の勤務時間
  - ・ 職務の内容
  - ・ 常勤・非常勤の別
  - ・ 管理者との兼務関係 等
- ② 雇用契約、労働者派遣法に規定する労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の指揮管理下にある訪問入浴介護従業者によりサービスを提供すること。**
- ③ 訪問入浴介護従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保すること。**

○ **重要事項を掲示しなければならない 居宅基準第 32 条**

運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を、事業所内の見やすい場所に掲示しなければならない。

○ **利用者の秘密を保持しなければならない 居宅基準第 33 条**

- ① 従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。また、事業者は、従業者が退職した後も、秘密保持を図るよう必要な措置を講じなければならない。
- ② サービス担当者会議等において、課題分析等のために利用者及びその家族の個人情報を用いる場合には、あらかじめ文書による同意を得ておかななければならない。この同意は、契約時に利用者及び家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。

○ **記録を整備しなければならない 居宅基準第 53 条の 2**

事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。また、サービス提供に関する次に掲げる記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

- ① 第 19 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録
- ② 第 26 条に規定する市町村への通知に係る記録
- ③ 第 36 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
- ④ 第 37 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

※保存期限については和歌山県の条例による。

○ **苦情処理の体制を整備し、適切に対応しなければならない 居宅基準第 36 条**

- ① 苦情処理の体制を整備しておかななければならない。
  - ② 苦情を受け付けた際は、その内容を記録しなければならない。
  - ③ 苦情に関し、市町村や国保連が行う調査等に協力するとともに、指導又は助言に従い必要な改善を行わなければならない。
- なお、苦情処理体制及び手順等具体的な措置の概要を重要事項説明書に記載し、事業所に掲示すること。また、以下を利用者又はその家族に周知すること。

**5 加算及び減算について**

**【概要】**

介護職員 3 名（予防の場合 2 名）が行う（看護職員が含まれない）場合 <b>所定単位数の 95/100</b>	利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合、主治の医師の意見を確認した上で行うこと 上記の利用者には、3 名（予防の場合 2 名）のうち看護職員が含まれている体制で対応した場合にも基本単位の 95 / 100 を算定する。
全身入浴が困難で、利用者の希望により清拭又は部分浴を実施した場合 <b>所定単位数の 70/100</b>	部分浴とは、洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう。
事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物又は事業所と同一建物に居住する利用者又は事業所と同一建物に居住する利用者サービス提供する場合 <b>所定単位数の ①、③ 90/100 ② 85/100</b>	① <u>事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物又は事業所と同一建物に居住する利用者サービス提供する場合は、所定単位数の 90% を算定する。（②に該当する場合を除く。）</u> ② <u>①の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり 50 人以上の場合の利用者にサービスを提供する場合は、所定単位数の 85% を算定する。</u> ③ <u>事業所における1月当たりの利用者が同一建物に 20 人以上居住する建物（①に該当する以外のもの）に居住する利用者サービス提供する場合は、所定単位数の 90% を算定する。</u>

特別地域訪問入浴介護加算 <b>所定単位数 +15/100</b>	「厚生労働大臣が定める地域」に存在する地域に所在する指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者が、指定訪問入浴介護を行った場合に算定する。
中山間地域等における小規模事業所加算 <b>所定単位数+10/100</b>	以下の（1）及び（2）の要件に該当する場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数を所定単位数に加算する。 （1）事業所が「厚生労働大臣が定める地域」に所在すること（特別地域加算の対象地域を除く。） （2）延訪問回数が 2 回以下/月（介護予防訪問入浴介護は延訪問回数が 5 回以下/月）の事業所であること。
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 <b>所定単位数+5/100</b>	「厚生労働大臣が定める地域」に居住する利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えてサービスを提供する場合は、1 回につき所定単位の 100 分の 5 に相当する単位数を所定単位数に加算する。 ⇒「通常の事業の実施地域」とは、事業所の運営規定に定める「通常の事業の実施地域」 ※この加算を算定する場合、通常の事業の実施地域を越えた場合の交通費は徴収不可。

サービス提供体制強化加算 (I)イ +36単位 (I)ロ +24単位 (1回につき)	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数を加算する。
---	---

介護職員処遇改善加算 (I):各種加算減算を加えて算定した単位数の58/1000 (II):各種加算減算を加えて算定した単位数の42/1000 (III):各種加算減算を加えて算定した単位数の23/1000 (IV):(III)の90% (V):(III)の80%	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た事業所が指定訪問入浴介護を行った場合に算定できる。  ※(I)、(II)及び(III)については、平成33年3月31日(令和3年)までの間、(IV)及び(V)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間算定できる。
---	--

介護職員等特定処遇改善加算 (I):各種加算減算を加えて算定した単位数の21/1000 (II):各種加算減算を加えて算定した単位数の15/1000	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た事業所が指定訪問入浴介護を行った場合に算定できる。
--	---

○ 当日の状況により入浴を見合わせた場合は、訪問入浴費の報酬は請求できない。

実際に入浴を行った場合に算定の対象となり、入浴を見合わせた場合には算定できない。  
ただし、利用者の希望により清拭、部分浴を実施した場合には、所定単位数に70/100を乗じて得た単位数を請求できる。

居宅算定基準留意事項

【他の居宅サービスとの給付調整】

- 居宅要介護者であっても、利用者が以下のサービスを受けている場合は(介護予防)訪問入浴介護費は算定できない。

利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、訪問入浴介護費は、算定しない。

居宅算定基準

### 【同一時間帯に他の訪問サービスを利用する場合の取扱い】

- 同一時間帯にひとつの訪問サービスが原則であるが、利用者の心身の状況や介護の内容に応じて、必要があると認められる場合に限り、同一時間帯に以下の組み合わせの訪問サービスをそれぞれ算定できる。

・ 訪問介護＋訪問看護 ・ 訪問介護＋訪問リハビリテーション

※ 訪問介護＋訪問入浴、訪問看護＋訪問入浴は認められない。

利用者は同一時間帯にひとつの訪問サービスを利用することを原則とする。ただし、訪問介護と訪問看護、又は訪問介護と訪問リハビリテーションを、同一利用者が同一時間帯に利用する場合は、利用者の心身の状況や介護の内容に応じて、同一時間帯に利用することが介護のために必要であると認められる場合に限り、それぞれのサービスについてそれぞれの所定単位数が算定される。例えば、家庭の浴槽で全身入浴の介助をする場合に、適切なアセスメント(利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。以下同じ。)を通じて、利用者の心身の状況や介護の内容から同一時間帯に訪問看護を利用することが必要であると判断され、30分以上1時間未満の訪問介護(身体介護中心の場合)と訪問看護(指定訪問看護ステーションの場合)を同一時間帯に利用した場合、訪問介護については3.9.5単位、訪問看護については8.1.9単位がそれぞれ算定されることとなる。

※下線箇所は令和元年度の介護報酬改定後の数字に更新済み

居宅算定基準留意事項

【Q】同一利用者が同一時間帯に訪問入浴介護と訪問介護を利用できるか。

【A】利用者は同一時間帯にひとつの訪問サービスを利用することを原則としている。ただし、例えば、家庭の浴槽で全身入浴の介助をする場合など、訪問介護と訪問看護、又は訪問介護と訪問リハビリテーションを、同一利用者が同一時間帯に利用する場合は、利用者の心身の状況や介護の内容に応じて、同一時間帯に利用することが介護のために必要であると認められる場合に限り、それぞれのサービスについてそれぞれの所定単位数が算定される。

訪問入浴介護は看護職員1人と介護職員2人の3人体制による入浴介助を基本としており、当該訪問入浴介護従業者とは別の訪問介護員等が同一時間帯に同一利用者に対して入浴その他の介助を行った場合には別に訪問介護費を算定できない。

介護報酬に係るQ&A(Vol.2)について(平成15年6月30日)

【事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物又は事業所と同一建物に居住する利用者に対する訪問入浴介護減算】

- 事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物(以下「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者(指定訪問入浴介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、**所定単位数の90%を算定する。**
- 事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、**所定単位数の90%を算定する。**
- 指定訪問入浴介護事業所における1月あたりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する利用者に対して、指定訪問入浴介護を行った場合は、**所定単位の85%を算定する。**

○指定訪問入浴介護事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問入浴介護事業所と同一の建物(以下「同一敷地内建物等」という。)等に居住する利用者に対する取扱い

#### ① 同一の敷地内建物等の定義

「同一の敷地内建物等」とは、当該指定訪問入浴介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地(当該指定訪問入浴介護事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。)にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものである。具体的には、一体的な建築物として、当該建物の1階部分に指定訪問入浴介護事業所がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当するものであること。

#### ② 同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)の定義

イ 「当該指定訪問入浴介護事業所における利用者が同一建物に20人以上居住する建物」とは、①に該当するもの以外の建築物を指すものであり、当該建築物に当該指定訪問入浴介護事業所の利用者が20人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではない。

ロ この場合の利用者数は、1月間(暦月)の利用者数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。また、当該指定訪問入浴介護事業所が、第一号訪問事業(指定入浴介護予防訪問入浴介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下同じ。)と一体的な運営をしている場合、第一号訪問事業の利用者を含めて計算すること。

③ 当該減算は、指定訪問入浴介護事業所と建築物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意すること。具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと。

(同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に該当しないものの例)

- ・同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合
- ・隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならぬ場合

④ ①及び②のいずれの場合においても、同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定訪問入浴介護事業所の指定訪問入浴介護事業者と異なる場合であっても該当するものであること。

⑤ 同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物の定義

イ 同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当該指定訪問入浴介護事業者の利用者が 50 人以上居住する建物の利用者全員に適用されるものである。

ロ この場合の利用者数は、1 月間（暦月）の利用者数の平均を用いる。この場合、1 月間の利用者数の平均は、当該月における 1 日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。

居宅算定基準留意事項

【Q】月の途中で、集合住宅減算の適用を受ける建物に入居した又は当該建物から退居した場合、月の全てのサービス提供部分が減算の対象となるのか。

【A】集合住宅減算については、利用者が減算対象となる建物に入居した日から退居した日までの間に受けたサービスについてのみ減算の対象となる。

月の定額報酬であるサービスのうち、夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護費については、利用者が減算対象となる建物に居住する月があるサービスに係る報酬（日割り計算が行われる場合は日割り後の額）について減算の対象となる。

なお、夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）の基本夜間対応型訪問介護費については減算の対象とならない。また、（介護予防）小規模多機能型居宅介護費及び看護小規模多機能型居宅介護費については利用者の居所に応じた基本報酬を算定する。

※ 平成 24 年度報酬改定 Q&A (vol. 1)（平成 24 年 3 月 16 日）訪問系サービス関係共通事項の間 1 は削除する。  
平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol. 1)

【Q】集合住宅減算について、「同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物」であっても「サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと」とされているが、具体的にはどのような範囲を想定しているのか。

【A】集合住宅減算は、訪問系サービス（居宅療養管理指導を除く）について、例えば、集合住宅の 1 階部分に事業所がある場合など、事業所と同一建物に居住する利用者を訪問する場合には、地域に点在する利用者を訪問する場合と比べて、移動等の労力（移動時間）が軽減されることから、このことを適正に評価するために行うものである。

従来の仕組みでは、事業所と集合住宅（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。以下同じ。）が一体的な建築物に限り減算対象としていたところである。

今般の見直しでは、事業所と同一建物の利用者を訪問する場合と同様の移動時間により訪問できるものについては同様に評価することとし、「同一敷地内にある別棟の集合住宅」、「隣接する敷地にある集合住宅」、「道路等を挟んで隣接する敷地にある集合住宅」のうち、事業所と同一建物の利用者を訪問する場合と同様に移動時間が軽減されるものについては、新たに、減算対象とすることとしたものである。

このようなことから、例えば、以下のケースのように、事業所と同一建物の利用者を訪問する場合とは移動時間が明らかに異なるものについては、減算対象とはならないものと考えている。

- ・広大な敷地に複数の建物が点在するもの（例えば、UR（独立行政法人都市再生機構）などの大規模団地や、敷地に沿って複数のバス停留所があるような規模の敷地）
- ・幹線道路や河川などにより敷地が隔てられており、訪問するために迂回しなければならないもの

平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol. 1)

【Q】「同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物」に該当するもの以外の集合住宅に居住する利用者に対し訪問する場合、利用者が 1 月あたり 20 人以上の場合減算の対象となるが、算定月の前月の実績で減算の有無を判断することとなるのか。

【A】算定月の実績で判断することとなる。

平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol. 1)

【Q】「同一建物に居住する利用者が 1 月あたり 20 人以上である場合の利用者数」とは、どのような者の数を指すのか。

【A】この場合の利用者数とは、当該指定訪問介護事業所とサービス提供契約のある利用者のうち、該当する建物に居住する者の数をいう。（サービス提供契約はあるが、当該月において、訪問介護費の算定がなかった者を除く。）

平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol. 1)

【Q】集合住宅減算として、①指定訪問介護事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物の利用者、②指定訪問介護事業所の利用者が20人以上居住する建物の利用者について減算となるが、例えば、当該指定訪問介護事業所と同一建物に20人以上の利用者がいる場合、①及び②のいずれの要件にも該当するものとして、減算割合は△20%となるのか。

【A】集合住宅減算は、①指定訪問介護事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）の利用者又は②①以外の建物であって、当該指定訪問介護事業所における利用者が同一建物（建物の定義は①と同じ。）に20人以上居住する建物の利用者について減算となるものであり、①と②は重複しないため、減算割合は△10%である。

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1)

【Q】集合住宅減算について、サービス提供事業所と建物を運営する法人がそれぞれ異なる法人である場合にはどのような取扱いとなるのか。

【A】サービス提供事業所と建物を運営する法人が異なる場合も減算対象となる。

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1)

### 【サービス提供体制強化加算の取り扱い】

- 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数を加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

訪問入浴介護におけるサービス提供体制強化加算の基準

イ サービス提供体制強化加算(1)イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定訪問入浴介護事業所（指定居宅サービス等基準第四十五条第一項に規定する指定訪問入浴介護事業所をいう。以下同じ。）の全ての訪問入浴介護従業者（指定居宅サービス等基準第四十五条第一項に規定する訪問入浴介護従業者をいう。以下同じ。）に対し、訪問入浴介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。

(2) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問入浴介護事業所における訪問入浴介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。

(3) 当該指定訪問入浴介護事業所の全ての訪問入浴介護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。

(4) 当該指定訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の60以上であること。

ロ サービス提供体制強化加算(1)ロ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2) 当該指定訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の50以上であること。

居宅算定基準

サービス提供体制強化加算の各算定要件については、次に定めるところによる。

#### ① 研修について

訪問入浴介護従業者ごとの「研修計画」については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、訪問入浴介護従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。

#### ② 会議の開催について

「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達又は当該指定訪問入浴介護事業所における訪問入浴介護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所においてサービス提供に当たる訪問入浴介護従業者のすべてが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、おおむね1月に1回以上開催されている必要がある。

同号イ(2)(二)の「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。

- ・利用者のADLや意欲
- ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- ・家族を含む環境
- ・前回のサービス提供時の状況
- ・その他サービス提供に当たって必要な事項

#### ③ 健康診断等について

同号イ(3)の健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない訪問入浴介護従業者も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければならない。新たに加算を算定しようとする場合にあっては、当該健康診断等が1年以内に実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。

④ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月目以降届出が可能となるものであること。

なお、介護福祉士又は実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とする。

⑤ 前号ただし書の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第一の5の届出を提出しなければならない。

⑥ 同一の事業所において介護予防訪問入浴介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととする。

居宅算定基準留意事項

【Q】特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算の要件のうち、計画的な研修の実施に係る要件の留意事項を示されたい。

【A】訪問介護員等（訪問入浴介護従業者等を含む。以下問3及び問4において同じ。）ごとに研修計画を策定されることとしているが、当該計画の期間については定めていないため、当該訪問介護員等の技能や経験に応じた適切な期間を設定する等、柔軟な計画策定をされたい。

また、計画の策定については、全体像に加えて、訪問介護員等ごとに策定することとされているが、この訪問介護員等ごとの計画については、職責、経験年数、勤続年数、所有資格及び本人の意向等に応じ、職員をグループ分けして作成することも差し支えない。

なお、計画については、すべての訪問介護員等が概ね1年の間に1回以上、なんらかの研修を実施できるよう策定すること。

平成 21 年 4 月改定関係Q&A (Vol. 69)

【Q】サービス提供体制強化加算の新区分の取得に当たって、職員の割合については、これまでと同様に、1年以上の運営実績がある場合、常勤換算方法により算出した前年度の平均（3月分を除く。）をもって、運営実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始した事業所又は事業を再開した事業所）の場合は、4月日以降に、前3月分の実績をもって取得可能となるということでのいいのか。

【A】貴見のとおり。なお、これまでと同様に、運営実績が6月に満たない場合の届出にあっては、届出を行った月以降においても、毎月所定の割合を維持しなければならないが、その割合については毎月記録する必要がある。

平成 27 年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 2)

【Q】サービス提供体制強化加算（I）イとサービス提供体制強化加算（I）ロは同時に取得することは可能か。不可である場合は、サービス提供体制強化加算（I）イを取得していた事業所が、実地指導等によって、介護福祉士の割合が60%を下回っていたことが判明した場合は、全額返還となるのか。

【A】サービス提供体制強化加算（I）イとサービス提供体制強化加算（I）ロを同時に取得することはできない。

また、実地指導等によって、サービス提供体制強化加算（I）イの算定要件を満たさないことが判明した場合、都道府県知事等は、支給された加算の一部又は全部を返還させることが可能となっている。

なお、サービス提供体制強化加算（I）イの算定要件を満たしていないが、サービス提供体制強化加算（I）ロの算定要件を満たしている場合には、後者の加算を取得するための届出が可能であり、サービス提供体制強化加算（I）イの返還等と併せて、後者の加算を取得するための届出を行うことが可能である。

平成 27 年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 2)

過去の実地指導における不適合事項一覧（訪問入浴介護）

不適合事項（項目）	不適合事項（詳細）	根拠法令	不適合理由等	備考
運営	内容及び手続の説明及び同意	基準第54条で準用する基準第8条	重要事項説明書においては、当該事業所の運営規程の概要、訪問入浴介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況を記載しなければならないが、「提供するサービスの第三者評価の実施状況」が記載されていなかったため、速やかに修正を行うこと。	
運営	掲示	基準第54条で準用する基準第32条	指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならないが、「訪問入浴介護従業者の勤務の体制」の掲示がされていなかったため掲示すること。	